

加速器科学国際育成事業
加速器科学及び関連分野の人材育成のための取組
2025(令和7)年度募集要項

1. 趣旨

高エネルギー加速器研究機構（KEK）は、我が国のみならずアジア地域における加速器科学及びその関連分野の中核拠点として、欧米とも連携しながらこれらの分野の発展に貢献してきました。近年、加速器は基礎科学の枠を超えて医療や産業利用にも展開され、急速な発展を遂げています。こうした中、日本が加速器科学における国際競争力を維持し続けるためには、高い専門性と広い視野並びに国際的通用性を持つ若手研究者を育成することが急務であり、KEK は加速器科学分野の COE として、当該分野の発展と人材育成に主導的役割を果たすことが期待されています。

これを受けて、KEK は、未来を担う人材の育成を重要ミッションとして掲げ、当該ミッションを推進するための基幹事業として、加速器科学国際育成事業（以下、「本事業」という。）を令和4年度に立ち上げました。また、本事業下において、多様なプログラムを総合的に推進するための専任の組織として、加速器科学国際育成事業推進室（以下、「推進室」という。）を設置しています。

本事業の取組の一つとして、大学、高等専門学校等（以下、「大学等」という。）と連携し、長期的・安定的な人材輩出に貢献することを目的として、スクール等人材育成のための活動を支援しています。

については、本事業の下で大学等が KEK と連携して実施する人材育成のための活動の提案を以下のとおり募集します。

2. 募集する提案

以下の3つの提案区分のいずれか、又は複数に合致する活動の提案を募集します。

(1) スクール等の開催

加速器科学及び当該関連分野に係る人材育成を目的とした次の（ア）～（カ）全てを満たすスクール（講義・演習形式）、又はインターンシップ（個別演習形式）の開催。（本要項ではスクールとインターンシップを併せて、「スクール等」という。）

（ア）研究人材の育成、資質向上を目的としているもの

（イ）加速器科学、加速器を用いた実験的理論的研究分野及び関連する基盤技術分野に関するものであること

（ウ）日本国内の高校生、日本国内外の学部学生（高等専門学校4～5年次及び専攻科1～2年次含む）、大学院学生、若手の研究者及び技術者を対象としたものであること（対象は、いずれか一つでも複数でもよい）

(エ) 2025(令和7)年度内に開始し終了すること

(オ) 以下のいずれかに該当すること

1. 開催タイプ	KEK が主催又は共催するもの/KEK 以外が主催するもの
2. 派遣タイプ	KEK、申請機関以外の機関・組織が主催するスクール等へ受講生を派遣するもの

(カ) 大学等の授業科目として開催されるものでないこと

スクール等の開催地は国内外を問いません。国際スクール等、国内向けスクール等のいずれも対象とします。また、対面開催に限らず、オンラインやハイブリッドでの開催も対象とします。

なお、KEK では教育用途に利用できる教育用加速器 KETA を設置しており、スクール等の開催にあたり KETA を利用いただく事も可能です。利用を検討されている方はあらかじめ IINAS-NX 推進室までご相談ください。

(詳細は <https://www2.kek.jp/accl/topics/20221117.html> をご覧ください。)

(2) 教材の開発

KEK や大学等における加速器科学及び当該関連分野の教育・人材育成のための教材（教育用の動画、VR 教材、シミュレーター、超小型教育用加速器、測定器、講義の記録、教科書等）の開発。

(3) 大学等における加速器科学等の講演会の開催

大学等が組織として実施する加速器科学および当該関連分野の教育・人材育成のための講演会の開催。(KEK と共同で開催する KEK-Day 等も含む。)

3. 申請資格

申請者は日本国内の国公立大学、私立大学、高等専門学校又は文部科学省所管の法人に所属し、研究に従事する者としてします。ただし、「2. 募集する提案」(3)については、KEK に所属する者は除きます。

申請しようとする活動に複数人が携わる場合、活動を代表する者を「申請者」、支援経費を受け、活動に参画する者を「分担者」、支援経費を受けとらず活動に参画するものを「連携者」とします。分担者は日本国内の国公立大学、私立大学、高等専門学校又は文部科学省所管の法人に所属し、研究に従事する者としてします。

4. 申請要件

(1) 追跡調査への協力（「2. 募集する提案」(1) スクール等の開催のみ。）

終了後に受講者に対する追跡調査に協力することが申請要件となります。追跡調査の概要は以下のとおりであり、詳細は採択時にお知らせします。追跡調査の実施期間は、2027(令和9)年度までと

します。

《追跡調査》

本事業ではその成果を測るための評価指標として、(ア) 受講者の進学、就職状況及び (イ) 受講者による研究成果の発表数を定めています。ついては、採択された提案の受講者を対象に以下の追跡調査を行います。

(ア) 受講者の進学、就職状況

調査対象：スクール等のすべての受講者とする。ただし、(オ)「2. 派遣タイプ」に該当する場合は、経費支援を行った受講者を対象とする。

調査方法：スクール等開催直後、2024 年度末、2026 年度末の計 3 回アンケート調査を実施。

(イ) 受講者による成果発表の発表数

調査対象：スクール等受講時に大学院学生以上のすべての受講者とする。

対象となる成果：

- ① 参加したスクール等の分野に関連する成果の発表であること
- ② 発表形態は、学術論文、学位論文（修士、博士）、著書、プロシーディングス、学会発表（口頭、ポスター）等とする。

調査方法：

原則、ORCID 上の情報を基に成果発表数を調査する。アンケート調査による場合もある。

協力内容：

受講者が学部生以下のスクール等の申請者は以下の①③について協力する。

受講者が大学院生以上のスクール等の申請者は以下①②③について協力する。

スクール等の申請者は、学部生以下の受講者については以下の①③について、大学院生以上の受講者については以下①②③について協力する。

①受講者に対し、上記（ア）のアンケート調査（スクール等の直後、2024 年度末、2026 年度末の計 3 回）について周知し協力を依頼する。

②ORCID を用いた調査について周知し協力を依頼する。

具体的には、推進室が参加者に ORCID への登録依頼すること、及び ORCID アカウントに情報の書込み・読込みをすることについて許可を得る。

③調査に協力することを了承した受講者の「氏名」「メールアドレス」を IINAS-NX 推進室 (iinas-nx_secretariat@ml.post.kek.jp) に知らせる。

(2) 中間発表会・成果発表会への参加（「2. 募集する提案」の（2）教材の開発のみ）

8 月～10 月頃に開催する中間発表会、年度末前後に開催する成果発表会に参加し、活動の報告を

行うこと。(旅費は支援経費とは別途措置します。)

(3) 創作した教材の取り扱い(「2. 募集する提案」の(2)教材の開発のみ)

創作した教材に係る特許・著作権等は、原則として創作者に帰属するものとし、複数人が創作に関わる場合、別途創作者間で取り決める場合を除き、貢献度に応じた割合で共有する。その他特許・著作権等に関しては創作者が所属する法人等の関連規定に従うものとする。

特許・著作権の権利者は、開発された教材を KEK がウェブサイト上で一般に公開することを許可するものとする。また、利用者が教育目的かつ非営利活動に使用する場合は、無償で使用することを許可するものとする。

(4) 大学等における主催手続き(「2. 募集する提案」の(3)大学等における加速器科学等の講演会の開催のみ)

講演会を開催する大学等においては、研究科/学部レベル以上の主催手続きを行い、組織的な開催とするものとする。

5. 支援内容

本事業により支援する内容は以下のとおりです。

○経費支援

経費区分	提案区分		
	(1) スクール等の開催	(2) 教材の開発	(3) 加速器科学等の講演会の開催
1 物件費(会場借料含む)	○	○	○
2 旅費(受講者、講師、運営スタッフ) ^{注1}	○	○	○
3 謝金(短期アルバイト含む)	○	○	○
4 その他経費①(印刷製本費、通信運搬費等)	○	○	○
5 その他経費②(会議費 ^{注2})	○	×	×
6 その他経費③(エクスカーション経費)	○	×	×
7 人件費	×	×	×
8 学会参加旅費	×	△ ^{注3}	×
9 施設・大型設備整備に係る経費	×	×	×

注1 講師・参加者・運営スタッフ等のスクール等・講演会への参加、準備、打合せのための旅費。教材開発の成果の発表のための旅費も可。

注2 スクール等で提供する食事・茶菓子・飲料等とする。酒類不可。提供範囲は原則、参加者と、KEK 以外に所属する講師。

注3 教材開発の成果の発表の場合は、用務先が学会でも可とし経費区分2「旅費」に分類する。

申請者及び分担者が KEK 所属以外の場合、原則として採択後に KEK が申請者及び分担者の機関と契約書を取り交わした後、支援経費を送金します。連携者に支援経費を送金することは出来ません。

本経費は、執行計画に基づき支援経費を受け取る者の所属機関の会計規程等に従って執行してください。

○運営支援

(1) スクール等の開催

申請のあった提案の中から1件のみ、推進室(1名)によるスクールの準備・開催の運営支援を行います。このスクールを「**KEK-IINAS スクール**」と名付けます。本募集要項「2. 募集する提案区分」の(1)スクール等の開催、(オ)の区分で「1. 開催タイプ」に合致し、経費支援も申請しており、スクール名に「**KEK-IINAS スクール**」と付けることが可能なことが申請条件になります。運営支援に必要な経費は KEK で執行します。

6. 申請方法及び申請時の留意点

≪申請方法≫

以下の URL より申請資料(「送り状」、「様式1 予算計画書」、「様式2 活動内容」)をダウンロードの上、申請してください。申請資料は電子メールにてお送りください。

https://www2.kek.jp/kokusai/iinas-nx/ja/1_application.html

≪申請資料提出先≫

高エネルギー加速器研究機構

加速器科学国際育成事業推進室

Email: iinas-nx_secretariat@ml.post.kek.jp

≪申請資料提出期限≫

2024(令和6)年12月2日(月)正午時必着

≪留意点≫

(1) 申請資料の作成にあたっては、あらかじめ各関係者(KEK 連携担当教職員含む)と調整の上申請してください。

(2) 加速器科学国際育成事業は、個々の研究者のテーマではなく大学等が企画・実施する活動に対して連携・支援するものであるため、学長名または部局長名等による送り状を添えて提出してください。送り状の様式は、上記 URL よりダウンロードください。申請者が KEK 以外に所属

するもの場合は、必ず大学等の事務局を通じて提出してください。

- (3) 申請者が KEK 以外に所属するもの場合は、上記 URL にある委託契約書テンプレートを申請前に必ず大学等の担当事務局に見せ、問題がない事を確認してください(実際の委託契約書は、採択後、テンプレートを基に各大学と KEK の事情を個別に協議し更新の上締結することとなります)。
- (4) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(令和3年2月1日改正)に挙げられる不正等により、国が実施する競争的資金へ申請又は参加資格が制限されている方は本事業への申請はできません。

7. 審査基準

- (ア) 本募集要項「1. 趣旨」及び「2. 募集する提案」に合致した内容であるか
- (イ) 目的の妥当性
 - ① 育成する人材像を明確に設定しており、妥当性があるか
 - ② 参加者又は使用者が修得すべき具体的知識・能力を明確に設定しており、妥当性があるか
- (ウ) 実施計画の妥当性
 - ① 提案内容に対して、経費は妥当であるか
 - ② 人材育成を図る適切な計画及び体制となっているか
 - ③ 講義/演習/講演/教材の内容は提案する人物像を輩出するのに適切な内容であるか
- (エ) 運営組織、管理体制の妥当性
 - ① 計画を実施するために必要な運営人材、施設、設備等を確保しているか

なお、(1) スクール等の開催において、経費支援及び運営支援(「KEK-IINAS スクール」)への申請に関しては、上記に加え、以下も審査基準とします。

- (オ) 事務的な運営支援があることで、提案の実施内容が充実し、より高い人材育成効果が得られると判断されるもの
- (カ) 「KEK-IINAS スクール」への採択歴

※ 「KEK-IINAS スクール」は、1件/年のみ採択されます。多様なスクールを支援するため、原則として特定のスクールを連続して採択することはありません。

8. 審査方法及び審査日程

提案の採否は、KEK に設置された加速器科学国際育成事業運営委員会において、審査を行います。書類審査に加え、ヒアリングが必要と判断された場合、2024(令和6)年12月中旬までに、申請者に連絡します。ヒアリングは、12月中に行う予定です。

審査結果については、①2025(令和7)年2月中旬(予定)に提案の採否について通知し、②2025(令

和7年3月末日までに配分額について通知します。なお、提案の採否については、申請者と事務担当者に通知します。

9. 採択後の手続き

(1) 予算計画書（様式1）の再提出

採択通知に記載された配分額を反映させ、必要事項を記入した「様式1 予算計画書」を、採択通知受領後2週間以内に提案書に記載のある事務担当者を通して指定する方法で提出してください。

(2) 契約書の締結（※KEK以外に所属する、申請者と分担者のみ）

提出された「予算計画書」の内容を確認したうえで、事務担当者に連絡をし、令和7年5月までに契約書を締結します。

(3) 本機構からの支援経費の支払い（※KEK以外に所属する、申請者と分担者のみ）

契約書を締結後、実施機関が発行する請求書を元に行います。

(4) 進捗状況調査

2025(令和7)年10月中に進捗状況について調査を行います。進捗状況調査の内容、方法、時期等の詳細については、別途事務担当者に通知します。

(5) 実施報告書（兼収支決算報告書）の提出

別途送付する「実施報告書」と「決算報告書」を作成し、指定する方法で終了後1か月以内に提出してください。

10. 経費の返納

支援経費は、2026年3月末日までに執行額を決定してください。経費に不用額が生じる場合は、2026(令和8)年2月末日までに不用額報告書を提出してください。報告書をもとにKEKより返還請求書を発行しますので、2026(令和8)年4月末日までに返還してください。この場合の振込手数料は貴学の負担になりますので、ご注意願います。

11. IINAS-NX 事業による支援の明記について

(1) 活動内容や研究成果を公表するときは、その論文、報告書等にKEKの加速器科学国際育成事業で支援を受けた旨を明記してください。

日本語表記：KEK 加速器科学国際育成事業(KEK IINAS-NX)

※全角。(KEK IINAS-NX)は、大文字半角とする。

英文表記：KEK International and Inter-institution Network for Accelerator Science to Next Generation (KEK IINAS-NX)

※大文字、小文字は上の表記に従うこと。

(2) 本事業による支援を受けた提案は、上記事業名または IINAS-NX の公式ロゴを公的な文章、ウェブページ、掲示物等に記載すること。

1 2. 問合せ先

高エネルギー加速器研究機構

加速器科学国際育成事業推進室 宛

Email: iinas-nx_secretariat@ml.post.kek.jp / 電話：029-879-6260

<https://www2.kek.jp/kokusai/iinas-nx/ja/>